

日・スイス社会保障協定

●現在、日本からスイスに一時的に派遣される駐在員等は、日・スイス両国の年金制度及び医療保険制度への加入が義務付けられている。

①両国への社会保険料の支払い。→**二重加入の問題**

②派遣期間が短いため年金の受給に必要な期間を満たさず、年金を受給できないケースあり。→**保険料掛け捨ての問題**

企業・駐在員等の双方に大きな負担 → 両国間の人的交流及び経済交流の増進にマイナス



●年金(国民年金、厚生年金保険等)
●医療保険

適用調整／保険期間の通算

●年金(老齢保険、遺族保険等)
●医療保険(疾病保険)

●原則として就労地国の年金及び医療保険にのみ強制加入。派遣期間が5年以内の駐在員等は派遣元国の年金及び医療保険にのみ強制加入することを基本。→ **二重加入の問題の解消**

●両国での保険期間を通算して、それぞれの国における年金の受給権を確立。→**保険料掛け捨て問題の解消**

企業・駐在員等の双方の負担の軽減 → 両国間の人的交流及び経済交流の一層の促進

☆社会保障協定締結済みの国

独・英・韓・米・ベルギー・仏・加・豪州・オランダ・チェコ・スペイン・アイルランド

☆署名済みの国(発効に向けた準備中) イタリア・ブラジル

☆交渉中・当局間協議中の国 ハンガリー・ルクセンブルク・スウェーデン・スロバキア・オーストリア